



目 次	ページ
規 則	
◎高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 施行規則	1
◎高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正す る規則	1
告 示	
◎公平委員会の事務の委託 (市町村振興 課) (7・6 掲示)	1
◎介護保険法による指定調査機関が行う 調査事務の廃止の許可及び告示の廃止 (高齢者福祉 課)	2
◎介護保険法による指定情報公表センタ ーが行う情報公表事務の廃止の許可及 び告示の廃止 (")	2
◎告示 (指定調査員養成研修機関の指 定) の廃止 (")	2
○公有水面埋立ての免許の出願 (漁港漁場課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請 (県民生活・ 男女共同参 画課) (7・2 掲示)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
○宅地建物取引業法による聴聞 (2 件) (住 宅 課)	3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域 連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則 (7・6 掲示)	4
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規 則	5
----- 規 則 -----	

高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施行規則
をここに公布する。

平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第65号

高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施
行規則

高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24
年高知県条例第39号）第3条の規則で定める知事が設置する指定
猟法禁止区域等の標識の寸法に関し必要な事項は、次に掲げると
おりとする。

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法
律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書の指
定猟法禁止区域の標識の制札（指定猟法の種類を表記する部
分を除く。）又は法第34条第7項の休猟区の標識若しくは法
第35条第12項において準用する法第34条第7項の特定猟具使
用制限区域の標識の制札については、立木竹等に固定させる
場合にあつては地上150センチメートル以上の場所で固定さ
せ、支柱を用いる場合にあつては当該支柱の地上部分の長さ
を80センチメートル以上とすること。

(2) 法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし
書の鳥獣保護区の標識、法第29条第4項において準用する法
第15条第14項ただし書の特別保護地区の標識又は法第35条第
12項において準用する法第34条第7項の特定猟具使用禁止区
域の標識の制札については、支柱の地上部分の長さを150セ
ンチメートル以上、支柱の太さを1辺7センチメートル以上
とすること。ただし、支柱として鉄材等を使用する場合であ
つて、太さ1辺7センチメートル以上の木材を使用する場合
と同程度以上の強度を有するときの当該支柱の太さについ
ては、この限りでない。

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平
成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書の特別保護指
定区域の標識の制札については、支柱の地上部分の長さを
150センチメートル以上とすること。

(4) 既存の工作物を利用して効果的に制札を設置することが
できる場合であつて、当該制札を容易に視認することができ
るときは、前3号に定める寸法によらないことができるこ
と。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第66号

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する
規則

高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第
114号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式注4及び別記第20号様式注3中「第2条第2項
各号に掲げる」を「第2条第2項に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第453号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に
基づき、南国・香南・香美租税債権管理機構の公平委員会の事務
については、次の規約によって、その委託を受けた。

平成24年7月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の公
平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の
規定に基づき、南国・香南・香美租税債権管理機構（以下
「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員
会の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
（委託事務の処理の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事
務」という。）の処理については、乙の当該委託事務の処理に
関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定
め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、
これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と南国・香南
・香美租税債権管理機構管理者とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃
された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知し
なければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、甲は、直ちに当該条
例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受け

<p>た旨の告示をした日から施行する。 (規約の告示)</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第458号 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の41の規定により次のとおり指定調査機関が行う調査事務の廃止について許可したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の9の規定により告示し、平成21年4月高知県告示第323号(介護保険法による指定調査機関の指定)は、廃止する。 平成24年7月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定調査機関の名称及び住所 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 高知市朝倉戊375番地1</p> <p>2 調査事務を行う事務所の所在地 高知市朝倉戊375番地1</p> <p>3 廃止年月日 平成23年3月31日</p> <p>高知県告示第459号 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の42第3項において読み替えて準用する同法第115条の41の規定により次のとおり指定情報公表センターが行う情報公表事務の廃止について許可したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の11において読み替えて準用する同令第37条の9の規定により告示し、平成18年4月高知県告示第382号(指定情報公表センターの指定)は、廃止する。 平成24年7月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定情報公表センターの名称及び住所 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 高知市朝倉戊375番地1</p> <p>2 情報公表事務を行う事務所の所在地 高知市朝倉戊375番地1</p> <p>3 廃止年月日 平成23年3月31日</p> <p>高知県告示第460号 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の7第4項第3号イの規定により次のとおり指定調査員養成研修機関が行う調査員養成研修に係る事業の廃止について承認したので、平成18年5月高知県告示第427号(指定調査員養成研修機関の指定)は、廃止する。 平成24年7月13日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>1 指定調査員養成研修機関の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 高知市朝倉戊375番地1</p> <p>2 調査員養成研修を行う施設の所在地 高知市朝倉戊375番地1</p> <p>3 廃止年月日 平成24年6月30日</p> <p>高知県告示第461号 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。 なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。 平成24年7月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称 土佐市高岡町甲2017-1 土佐市(土佐市長 板原 啓文)</p> <p>2 埋立区域 (1) 位置 土佐市宇佐町井尻字宇津賀山349番1、349番3、349番5及び350番に接する無番地地先の公有水面</p> <p>(2) 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及び点27と点1とを結ぶ平成22年の秋分の日の満潮位(DLプラス2.02メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域 点1 四等三角点井尻(北緯33度26分19秒8353、東経133度26分29秒1231)から202度42分19秒563.19メートルの地点 点2 点1から294度10分21秒0.41メートルの地点 点3 点2から24度07分23秒7.80メートルの地点 点4 点3から51度56分29秒3.00メートルの地点 点5 点4から56度25分54秒3.00メートルの地点 点6 点5から60度55分18秒3.00メートルの地点 点7 点6から65度24分43秒3.00メートルの地点 点8 点7から69度54分08秒3.00メートルの地点 点9 点8から73度05分55秒1.27メートルの地点 点10 点9から78度11分15秒3.00メートルの地点 点11 点10から86度27分45秒3.00メートルの地点 点12 点11から94度44分15秒3.00メートルの地点 点13 点12から100度41分33秒1.32メートルの地点 点14 点13から102度35分14秒7.43メートルの地点 点15 点14から102度30分36秒3.10メートルの地点 点16 点15から100度28分45秒3.00メートルの地点</p>	<p>点17 点16から96度59分23秒3.00メートルの地点 点18 点17から93度27分58秒2.74メートルの地点 点19 点18から91度46分59秒18.49メートルの地点 点20 点19から95度28分32秒3.00メートルの地点 点21 点20から102度51分40秒3.00メートルの地点 点22 点21から110度22分15秒3.10メートルの地点 点23 点22から114度14分10秒11.89メートルの地点 点24 点23から114度11分16秒2.36メートルの地点 点25 点24から111度11分02秒4.90メートルの地点 点26 点25から105度43分21秒3.76メートルの地点 点27 点26から103度34分10秒17.36メートルの地点</p> <p>(3) 面積 289.81平方メートル</p> <p>3 埋立てに関する工事の施行区域 (1) 位置 土佐市宇佐町井尻字宇津賀山349番1及び350番地内、同市宇佐町井尻字宇津賀山349番1、349番3、349番5及び350番に接する無番地地内並びに同地先の公有水面並びに同市宇佐町井尻字小宇津賀300番3地先の公有水面</p> <p>(2) 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Pと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域 点A 四等三角点井尻(北緯33度26分19秒8353、東経133度26分29秒1231)から202度14分46秒563.17メートルの地点 点B 点Aから236度24分45秒23.83メートルの地点 点C 点Bから294度10分21秒41.92メートルの地点 点D 点Cから24度10分21秒74.81メートルの地点 点E 点Dから96度00分58秒71.64メートルの地点 点F 点Eから103度34分10秒108.41メートルの地点 点G 点Fから193度34分10秒38.88メートルの地点 点H 点Gから246度58分59秒19.02メートルの地点 点I 点Hから193度34分10秒5.39メートルの地点 点J 点Iから283度34分10秒37.95メートルの地点 点K 点Jから294度11分16秒19.14メートルの地点 点L 点Kから282度59分07秒6.76メートルの地点 点M 点Lから271度46分59秒23.43メートルの地点 点N 点Mから282度30分36秒15.47メートルの地点 点O 点Nから268度16分48秒7.33メートルの地点 点P 点Oから242度00分33秒13.52メートルの地点</p> <p>(3) 面積 11,377.63平方メートル</p> <p>4 埋立地の用途 市道井尻ナベウド線用地</p> <p>5 出願年月日</p>
--	--	--

平成23年12月20日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月2日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月2日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24 年7月 2日	特定非 営利活 動法人 デイサ ービス まる	高橋 潔	高知市 相模町 5番11 号	この法人は、介護及び 看護の必要な高齢者、 障害者（児）疾病を有 する者、乳幼児に対し て在宅サービスに関す る事業を行い、福祉の 推進に寄与することを 目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成24年3月26日 23高都計第720号	香美市土佐山田町秦 山町一丁目5番1	高知市梅ノ辻1番 1号 有限会社みつわ住 宅 代表取締役 松本 祐一

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 聴聞の期日
平成24年7月30日（月）午後2時
- 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁 地下第3会議室
- 聴聞を受ける者
 - 商号又は名称
フロントハウジング
 - 代表者の氏名
廣瀬 英祐
 - 主たる事務所の所在地
高岡郡佐川町丙3630番地1
 - 免許証番号
高知県知事（3）第2327号
 - 免許年月日
平成19年8月19日

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成24年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 聴聞の期日
平成24年7月30日（月）午後3時
- 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁 地下第3会議室
- 聴聞を受ける者
 - 商号又は名称
有限会社コトブキ不動産
 - 代表者の氏名
谷脇 吉一
 - 主たる事務所の所在地
須崎市多ノ郷甲2番地1
 - 免許証番号
高知県知事（9）第1261号
 - 免許年月日
平成19年8月31日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第17号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年7月13日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）
 - 種別
 - 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - 実施期日
 - 新規取得講習
平成24年9月4日（火）から同月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
 - 追加取得講習
平成24年9月10日（月）から同月12日までの3日間
 - 実施場所
高知市朝倉戊375番地1
高知県立ふくし交流プラザ
- 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - 新規取得講習 25人
 - 追加取得講習 5人
- 受講資格者
 - 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
 - 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に

規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習
受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成24年8月6日（月）及び7日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成24年8月8日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行

う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間
平成24年8月13日（月）から同月15日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法
受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第24号
公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

高知中央西部焼却 処理事務組合	事務局長 会計管理者
--------------------	------------

」

を

「

高知中央西部焼却 処理事務組合	事務局長 会計管理者
南国・香南・香美 租税債権管理機構	管理局长 会計管理者

」

に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月13日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

#### 高知県人事委員会規則第25号

##### 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

付則第8項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「第20条第5項」を「第20条第6項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第20条第5項」を「第20条第6項」に、「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「同条第5項」を「同条第6項」に、「設定することとされた区域」を「設定することとされた区域（前号に掲げる区域を除く。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内

付則第9項第8号中「前項第4号」を「前項第5号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第7号中「前項第4号」を「前項第5号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第6号中「前項第3号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号中「前項第3号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第3号中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第2号中「前項第1号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第1号中「前項第1号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

(1) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち原子炉建屋（東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機までの原子炉建屋に限る。）内において行うもの 4万円

(2) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち前号及び第4号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（汚染水等の漏えいした放射性物質による被ばくの危険性がある作業に限る。） 2万円

(3) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち前2号及び次号に掲げるもの以外のもの 13,300円

(4) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち免震重要棟内において行うもの 3,300円

付則第12項中「付則第9項第1号、第3号、第5号又は第7号」を「付則第9項第5号、第7号、第9号又は第11号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則（付則第8項第3号の改正規定中「第20条第5項」を「第20条第6項」に改める部分、同項第2号の改正規定中「第20条第5項」を「第20条第6項」に改める部分及び同項第1号の改正規定中「同条第5項」を「同条第6項」に改める部分を除く。）による改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成24年5月18日から適用する。